

知しているが、懸念されるような事態は今後あり得ない。弁護士会は著しい遅延等なく必ず推薦する。なお、弁護士会は、必要があると考えるときは、国選弁護人の数について裁判所に希望を申し入れることとしている。

3 (弁) 裁判所は、国選弁護人の推薦を依頼するに際し、弁護士会に事件の概要、從来の経緯等について説明されたい。(裁) その点は、從来から行ってきたところであるので了承された。(弁) 檢察庁は、弁護士会の求めに応じ、従来の経緯等について適宜説明し、今後の訴訟進行等について打合せを行うこととされたい。

(法) 了承する。
(法・弁) 受訴裁判所は、検察庁と弁護士会とが打ち合わせた結果については、十分尊重されたい。(裁) 当事者間の打合せの結果については、受訴裁判所においても十分分配度されるものと思われる。

4 (法・弁) 受訴裁判所は、検察庁と弁護士会とが打ち合わせた結果については、十分尊重されたい。

(弁) 檢察庁は、弁護士会の求めに応じ、従来の経緯等について適宜説明し、今後の訴訟進行等について打合せを行うこととされたい。

(裁) その点は、從来から行ってきたところであるので了承された。

弁護人においても、審理の遅延防止について最大限協力されたい。

上記日の日時を要することを了承されたい。

5 (裁・法) 日弁連は、本文第一項の懲戒の公正迅速化についてどのような方策をとることになっているのか。

(弁) 日弁連は、次の措置をとることとし、早急に所要の手続を進める。

(1) 弁護人の正当な理由の不出頭、退廷及び辞任等不当な活動が弁護士倫理に反するものであることを明らかにするため、その旨の倫理規定を制定するとともに、倫理規定違反が会則違反となることを日弁連の会則上明確にする。

(2) 日弁連の懲戒委員会における外部委員を弁護士委員の数より一名少ない数にまで増員する。

(3) 日弁連の編紀委員会に外部委員を加えることとする。

(4) 各弁護士会に、懲戒委員会における外部委員の比率を(2)の例にならって増大するよう指導する。

(5) 各弁護士会に、編紀委員会に会員外の者が出席し、意見述べ得ることとするよう指導する。

(裁・法) 各弁護士会が早急に(4)及び(5)の措置をとることを強く期待する。

(弁) 日弁連として十分指導に努めるが、指定するものと信ずる。弁護士会及び

各弁護士会において会則の変更等手続特例法案が提案されて以来、日本弁護士連合会は、このような立法はわが國裁判制度の将来に構築を残すものであり、国民の人権保障の観点から絶対に阻止しなければならないといふ基本方針に立って、今までその阻止の運動を進めて来た。

その中で、日弁連は、問題とされた一部の刑事裁判における異常な事態の解消について裁判所・法務省側にも善処を求めるとともに、弁護士会においても、弁護人の側の誤りによる弁護人不在の法廷を今後現出させないという決意を新たにし、そのため具体的の方策を自主的に明らかにした。

「弁護人抜き裁判」特例法案は、本来決して

望ましいものではなく、むしろこののような問題は、法曹三者の努力によって解決されるべきものである。

日弁連は、このような信念に基づいて、今まで、最高裁・法務省とともに、法曹三者による当面の問題の解決のための合意を求めて鋭意努力してきた。今日、この三者の良識と誠意に基づく協議が結果したことは、司法の将来にとってまさに喜ばしいことであると考える。

日弁連は、今後、この協議の中で日弁連が示した諸方策を早急に実現するための手続を進めることであるが、今日、この協議の成立によって、「弁護人抜き裁判」特例法の必要性は、ますなくなつたと確信する。

国会においても、この三者の協議の結果を高く評価されることを期待し、切望するとともに、これまでの関係者ご努力とご支援いただいた方々の温いご理解に対し心から感謝しつつ、今後一層のご支援をお願いするものである。

昭和五十四年三月三十日

日本弁護士連合会
会長 北尻得五郎